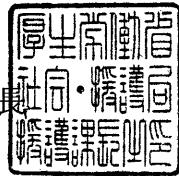


社援援発0502第1号
平成23年5月2日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局援護課長



東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律について (援護関係部分)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「震災特別法」という。）が、本年五月二日に、公布されたが、そのうち、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号。以下「援護法」という。）に係る規定は、別添のとおりであり、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市区町村等にその周知徹底を図るよう御配慮願いたい。

なお、今般の措置に係る請求手続の詳細については、別途通知する。

記

第一 特例措置の内容

震災特別法においては、各種の財政援助や助成について定めているものであるが、援護法については、遺族年金又は遺族給与金、未支給の年金等の支給に関し、以下の措置を講ずるものである。

1 死亡の推定

以下のいずれかの場合においては、東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者は、本年三月十一日に死亡したものと推定して、援護法の遺族年金等の支給に関する規定を適用するものとする。

- (1) 行方不明となった者の生死が三月間分からぬ場合
- (2) 行方不明となった者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合

2 適用となる支給

- (1) 遺族年金又は遺族給与金（援護法第二十三条）

障害年金受給者が災害により死亡した場合には、公務又は勤務関連以外の事由による死亡として、平病死に係る遺族年金又は遺族給与金の支給対象となるものである。

よって、上記 1 の行方不明の者については、死亡を推定して、平病死に係る遺族年金又は遺族給与金を支給することとする。

なお、平病死に係る遺族年金又は遺族給与金が支給される場合には、死亡が推定された者の障害年金は、失権するものである。

(2) 未支給の年金等（援護法第十六条及び第三十三条）

障害年金若しくは障害一時金又は遺族年金若しくは遺族給与金の受給権者が死亡した場合に、未支給のもの又は未請求のものがある場合には、相続人が自己の名で請求できることとなっている。

よって、上記 1 の行方不明者については、死亡を推定して、未支給又は未請求の給付について、死亡が推定された者の推定相続人（仮に、死亡を推定された者について、相続が開始した場合に、相続人となるべき者）が請求できることとする。

3 留意事項

- (1) この死亡の推定の効力は、援護法のほか、公的年金、恩給など震災特別法に規定されている法律に限って及ぶものであり、震災特別法に基づき、戸籍等において、死亡の処理がなされるものではない。
- (2) あくまで、上記 2 に掲げた遺族年金等の支給を行うに当たって、死亡が推定されるものであり、支給に係る請求手続と関係なく死亡を推定し、失権処理を行うものではない。

第二 施行期日

震災特別法は、平成二十三年五月二日から施行するものである。